

津市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱

令和7年3月31日訓第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市地域おこし協力隊設置要綱（令和6年津市訓第73号。以下「設置要綱」という。）第1条に規定する津市地域おこし協力隊の活動を支援するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域協力活動」とは、設置要綱第2条各号に掲げる活動をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「津市地域おこし協力隊活動費補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、設置要綱第2条に規定する津市地域おこし協力隊の隊員に対し、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる地域協力活動に要する費用（以下「補助対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、200万円を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、当該年度において事業に着手した日とする。

(交付申請書の添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 地域協力活動に係る計画書
- (2) 活動費に係る見積書又はそれに準ずる書類

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の市長が定める期日は、規則第6条第1項の規定による決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(実績の報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 活動経費の内訳が分かるもの
- (2) 交付対象経費を支払ったことを証する領収書又はこれに準ずる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

この訓は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	補助対象経費
報償費	外部講師等に対する謝礼（1回当たり3万円を限度とする。）
旅費	地域協力活動における移動に要した経費
	外部講師等の移動に要した経費
研修参加費	地域協力活動に資する研修等の参加費（1回当たり3万円を限度とする。）
備品購入費	地域協力活動に要する備品の購入費
消耗品費	事務用消耗品、消耗機材又は書籍の購入費（単価3万円以下の物品に限る。）
燃料費	地域協力活動に使用した車両、作業道具等の燃料代（1月当たり1万円を限度とする。）
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費（1回当たり10万円を限度とする。）
通信運搬費	郵送料及び通信料（自宅等を地域活動の拠点として使用する場合の通信回線の整備費用を含む。）
保険料	地域協力活動期間中における傷害又は賠償責任に係る保険料
借上料	地域協力活動に使用する自動車（軽四輪乗用車に限る。）の借上料（1月当たり3万円を限度とする。）
	住居借上料（1月当たり6万円を限度とする。）
	地域協力活動に使用する会場等の借上料（1回当たり5万円又は1月当たり10万円を限度とする。）
その他	その他市長が必要と認める経費